

第6章 フォローアップの実施方針

公共施設等総合管理計画に基づき、本市の公共施設等のマネジメントを計画的かつ円滑に推進します。

(1) 全庁的な体制の構築

市長を筆頭とする庁内の推進組織を中心に検討を進め、各公共施設等の所管課と連携しながら、公共施設等の質及び量の適正化に全庁的に取り組みます。

(2) 今後の取り組み

計画期間中の主な取り組みとしては、国等の指針に基づく個別施設計画の策定・実施、計画に沿った修繕・更新等の実施、統合・廃止による施設総量の適正化、「受益者負担の原則」に基づいた使用料・手数料の適正化等があります。

これらの取り組みを推進するためには、公共施設等の現状と課題について、市民と行政とで共通認識を持つことが必要です。その上で、将来を見据え、行政が提供するべき公共施設等の役割・機能は何かについて幅広く議論し、合意形成を図りながら、一つ一つ進めていきます。

(3) 進捗管理の実施

「施設類型ごとの管理に関する基本方針」に基づき、個別施設ごとの取組状況を検証し、必要な時期に必要な行動の事業化を促す仕組みを構築します。

具体的には、市の最上位計画である総合計画で「公共施設の再編・適正化の推進」を位置付け、アクションプランである推進計画において、いわゆる PDCA のマネジメントサイクルに沿った進捗管理を毎年度行います。

取組みの進捗状況を踏まえ、計画期間中であっても必要に応じ、計画の見直しを実施していきます（図 28）。

図 29 進捗管理（PDCAマネジメントサイクル）

